

マイナ保険証に関するご案内及び給付関係等届出書の押印廃止について

平素は当組合の事業運営につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年12月2日より、健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という）の交付廃止及び医療機関等を受診する際の保険資格確認は、原則、被保険者証の利用登録を行ったマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という）で行う仕組みへ移行することに伴い、今後の対応については下記の取扱いとなりますので、ご案内いたします。

◎令和6年12月1日以前に資格取得届等を届出された組合員の方について

交付済の被保険者証は、経過措置として令和7年12月1日まで利用が可能となります。

なお、氏名が変更となった方及び被保険者証を紛失等された方は、マイナ保険証へ移行となります。

ただし、マイナンバーカード及びマイナ保険証を持っていない方は、「資格確認書」（ハガキサイズ）を交付しますので、「資格確認書（再）交付申請書」を届出して下さい。

※「資格確認書」には有効期限がありますので、更新を必要とされる場合は、「資格確認書（再）交付申請書」の届出が必要となります。

【マイナ保険証を持っている方】

- 氏名が変更となった方・・・「健康保険氏名変更届」を届出
- 被保険者証を紛失・き損した方・・・届出不要

【マイナンバーカード及びマイナ保険証を持っていない方】

- 氏名が変更となった方・・・「健康保険氏名変更届」+「資格確認書（再）交付申請書」を届出
- 被保険者証を紛失・き損した方・・・「資格確認書（再）交付申請書」を届出

◎令和6年12月2日以降に資格取得届等を届出する新規組合員の方について

被保険者等の記号番号などの資格情報を記載した「資格情報のお知らせ」を交付します。

【マイナ保険証を持っている方】

医療機関等での受診の際は、マイナ保険証を利用してください。

なお、医療機関等でマイナ保険証が利用できない場合は、「資格情報のお知らせ」を併せて提示することで受診することができます。（「資格情報のお知らせ」のみでは受診できませんのでご留意下さい。）

【マイナンバーカード及びマイナ保険証を持っていない方】

「資格確認書」を交付しますので、医療機関等で受診する際は「資格確認書」を提示して下さい。

※「被保険者資格取得届」及び「被扶養者（異動）届」に「資格確認書交付要否」欄を新たに設けていますので、「交付が必要」に必ずチェックを入れてください。

◎その他の留意事項

1. マイナ保険証を持っている方は、下記の証の交付は行いませんので、ご留意下さい。

- 高齢受給者証
- 限度額適用認定証
- 限度額適用・標準負担額減額認定証（注）
- 特定疾病療養受領証（注）

（注）適用を受けるには、従来どおり事前申請が必要です。

2. 令和6年12月2日以降に資格取得届等を届出する新規加入者にかかる「資格情報のお知らせ」及び「資格確認書」については、情報連携機関とデータ照合完了後の交付となりますので、原則、窓口での即日交付はできませんので、ご了承ください。

3. マイナ保険証の利用登録解除について

マイナ保険証の利用登録をしている方で、利用登録解除を希望される場合は、当組合への申請により利用登録の解除が可能となります。利用登録の解除を希望される方は、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除申請書」を記載のうえ、当組合までご提出ください。

◎ 給付関係等届出書の押印廃止について

令和6年12月2日以降に届出いただく下記の給付関係等の届出書については、事業主、被保険者、医療機関、及び社会保険労務士の押印を不要とします。

【押印が不要となる届出書】

- 療養費支給申請書
- 高額療養費支給申請書
- 一部負担還元金請求書・家族療養付加金請求書・合算高額療養費付加金請求書
- 傷病手当金請求書
- 出産手当金請求書
- 出産育児一時金（付加金）請求書
- 埋葬料（費）請求書
- 限度額適用認定証交付申請書
- 限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- 特定疾病療養受領証交付申請書
- 保健事業に係る健診補助金申請書等

この件に関するお問い合わせは、業務課（06-6243-0700）までお願いします。